

事務連絡
令和2年3月3日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
 { 中核市 }

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業に係る
新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスへの対応については、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定され、令和2年2月28日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」により妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等や、各訪問事業についての留意事項をご連絡したところです。

今般、上記のほか、子育て世代包括支援センターや女性健康支援センター、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、母子家庭等就業・自立支援センター、児童家庭支援センター等における面談による相談支援を実施する事業についても、状況に応じて電話やメールによる対応を検討するなど、感染拡大防止についてご配慮をお願いします。

については、これらの事業を実施する自治体におかれては、ご留意いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村への周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルスに関しては、引き続き、最新かつ正確な情報（※）を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集するとともに、必要に応じ、妊婦や子ども等に対する情報提供や相談対応に努めるようお願いします。

（※）以下に掲載するHP等を活用し情報収集すること

・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・新型コロナウイルス感染症について（厚労省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html